平成２２年（フ）第３１７号
函館市高丘町50番16号
債務者　丹野　祐輔
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１９号
函館市昭和４丁目25番９号
債務者　石川　昌伸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
岩手県陸前高田市矢作町字金屋敷２番地２
債務者　佐々木健一（旧姓加賀）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１７５号
群馬県太田市新井町520番地18
債務者　片岡雄一郎
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１００号
岐阜県大垣市中野町２丁目５番地１　鷹羽102
債務者　熊澤　秀泰
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市赤坂東町32番地　コーポさくらE
債務者　坦田　俊哉
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
群馬県館林市松沼町14番15号
債務者　尾花　　満
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７３号
群馬県太田市大久保町131番地８　スペースタウン薮塚206号
債務者　大津　　一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２８０３号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘27番１号
債務者　瀬川くみ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６６号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　高見サエ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３８号
大阪府吹田市高野台１丁目１番Ｃ３―301号
債務者　光安　昭一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６３号
大阪市東成区玉津１丁目10番26号　ＷＫ　ＴＡＭＡＴＵＫＵＲＩ―705号
債務者　菰下　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５０号
大阪府門真市脇田町２番１―501号
債務者　川﨑　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３５号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目１番地　４―604
債務者　永渕慎一郎
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２２０号
大阪府高槻市大蔵司１丁目１番16号
債務者　森下　美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６４号
大阪市旭区中宮３丁目12番12号　サンライズ旭301号室
債務者　松田　　拓
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６６号
大阪府枚方市三栗２丁目10番13―907号
債務者　西口八代維
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３６号
大阪市東淀川区豊里４丁目７番27―508号
債務者　星野　　舞
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部